

筑波大学八ヶ岳演習林 林冠タワー運営規約

「筑波大学八ヶ岳演習林林冠タワー」（以下、林冠タワー）は、フィールド科学の教育・研究に寄与することを目的に設置された。本運営規約は、林冠タワーの安全な利用・運営を目指し定めるものである。

1. 運営体制

八ヶ岳演習林長を管理責任者とし、管理・運営の判断にあたっては八ヶ岳演習林教職員の話し合いをもって決定される。

2. 安全対策

管理者は、林冠タワーの故障・事故を未然に防ぎ安全に利用できるよう、必要な安全対策を講じる。

- (1) 搭乗の際に必要な安全器具等（ヘルメット、フルハーネス（高所作業基準に適合））の着用を義務付ける。
- (2) 搭乗定員は3名である。悪天候時の搭乗は禁止する。
- (3) 年1回の定期点検を専門業者により、実施する。
- (4) 林冠タワーの不法侵入を防ぐために、入り口を施錠する。
- (5) 利用者の帰着の確認を必ず取る。
- (6) 万が一、事故が発生した場合には、直ちに八ヶ岳演習林に連絡し（無線、携帯電話等）、適宜、救急にも連絡する。八ヶ岳演習林教職員は山岳科学センター八ヶ岳演習林緊急連絡網により、関係部署に連絡する。

3. 利用にあたって

- (1) 利用者は、山岳科学センター演習林利用申請書を提出する。また、林冠タワーの利用目的（観測機器の設置等）を事前に八ヶ岳演習林教職員と相談し、承諾を得ること。
- (2) 林冠タワーは、センター長が本センターの活動において適当と判断した、本センター教職員および外部研究者による教育・研究活動で利用できる。
- (3) 初めて利用する者は、林冠タワーと安全器具の使用法について、教職員に説明を受けなければならない。現地での安全器具の貸出は行わない。
- (4) 利用者は必ず安全器具の着用を遵守しなければならない。
- (5) 林冠タワーを用いて得られた研究成果を公表（発表・論文等）する際は、同成果が林冠タワーを用いてもたらされたものであることを明記する。

4. 規約の変更

この規約の内容については、八ヶ岳演習林教職員の申し合わせにより、八ヶ岳演習林長の判断により、内容を変更することができるものとする。

5. 施行

この運営規約は、2016年4月より施行する。2022年1月改訂。